

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和七年度答申第八号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年二月十六日

広島県知事 横 田 美 香

諮詢序：広島県知事（こども家庭課）  
諮詢日：令和6年7月3日  
(令和6年度諮詢第3号)  
答申日：令和8年1月27日  
(令和7年度答申第8号)

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和5年2月8日付けで審査請求人から提起のあった、令和5年1月13日付けで広島県Aこども家庭センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の夫に対して行った、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の規定による社会福祉施設等措置費用徴収額決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるとする審査庁（広島県知事（こども家庭課））の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和6年6月7日付け4審理第297号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

令和6年7月3日付け諮詢説明書

##### (1) 審査庁の考え方

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 2 審理員意見書における理由

### (1) 本件処分に係る法令等の適用について

ア 都道府県が、法第27条第1項第3号の規定する児童養護施設への入所させる措置を採った場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、児童福祉施設の設備及び運営についての基準を維持するために要する費用については、都道府県が支弁し（法第50条第7号）、その支弁した費用について、知事は、扶養義務者から、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収することができ（法第56条第2項）、その額は、税額等による階層区分によって定められている（社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和48年広島県規則第75号。以下「規則」という。）第2条）。

イ 法第56条第4項は、同条第1項の規定による扶養義務者の負担能力の認定に当たっては、扶養義務者の収入状況につき、扶養義務者に報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

ウ 広島県は、前記アの費用の負担能力の認定、徴収及び官公署に対する資料の提供について、こども家庭センター所長に委任している（広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和39年広島県規則第56号）第12条第1号(35)及び(36)）。

### (2) 本件処分について

ア 審査請求人及びその夫（以下「審査請求人ら」という。）は、審査請求人の長男（以下「本件児童」という。）の父母であり、生活の実態においても本件児童と生計を一にしており、入所措置に係る費用（上記(1)ア）の負担義務者であることが認められる。

イ 審査請求人らの「令和4年度所得課税証明書」によると、「市民税の所得割」について、審査請求人は○円、夫は○円であり、合計○円となる。これは、規則別表第1（第2条関係）の「その市町村民税の所得割の額の区分」が、「93,001円から177,300円まで」の階層区分である「D5」に該当することから、徴収金基準月額は、29,000円となる。

よって、これと同額を徴収額とした本件処分は法令等に基づいて適正になされたものと認められる。

### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の1のことから、入所措置及び本件処分に対する不服を述べている。

しかしながら、本件処分は、上記(2)のとおり、法令等の規定に基づき、適正になされたものと認められることから、審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、入所措置について、施設入所同意書（以下「本件同意書」という。）は便宜上先に記入したものである等として不服を述べていることから、この点についても、念のため、以下、検討する。

入所措置は、法第3条の2の地方公共団体の責務として、同法第27条第1項第3号の規定により、本件児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう措置したものである一方、本件処分は、法第56条第2項の規定により、本件児童の児童養護施設への入所に係る措置費について、審査請求人らの負担能力に応じて徴収することとしたものであるから、入所措置と本件処分とは、その目的及び効果を異にする別個の手続による行政処分であることは明らかである。

よって、仮に、審査請求人が主張するように、本件同意書は便宜上先に記入したものであるとしても、このことをもって、本件処分が違法・不当なものになるとは認められない。

(4) 以上を総合すると、審査請求人に対して、本件処分がなされたことについて、違法又は不当な点を指摘することはできない。

#### 第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮詢（令和6年7月3日）
- 2 第1回審議（令和7年11月10日）  
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和8年1月27日）  
答申案を検討し、答申を決議した。

#### 第5 審査会の判断

- 1 法令等の規定

##### (1) 法

第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者的心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳

児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を探ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を探ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を探ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を探ること。

第50条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

七 都道府県が、第27条第1項第3号に規定する措置を探つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第45条第1項又は第45条の2第1項の基準を維持するため必要とする費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二 都道府県が、第27条第2項に規定する措置を探つた場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助（満20歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。）の実施に要する費用

第56条 第49条の2に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

- ② 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
- ④ 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による負担能力の認定又は第2項の規定による費用の徴収に關し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。
- ⑥ 第1項又は第2項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第1項に規定する費用については国税の、第2項に規定す

る費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(2) 規則

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第2項の規定により、知事が次の各号に掲げる規定による入所又は委託の措置（以下「措置」という。）をした場合は、それぞれ当該各号に掲げる者から、この規則の定めるところにより、当該措置に要する費用を徴収する。

一 法第27条第1項第3号又は第2項の規定による措置（法第31条第5項の規定によりこれらの措置とみなされるものを含む。） 当該措置を受けた者（以下「被措置者」という。）又はその扶養義務者（被措置者と同一世帯に属して生計を一にしているもののうち、直系血族、配偶者及びその世帯における家計の主宰者である兄弟姉妹等をいう。以下同じ。）

二 法第33条の6第1項の規定による措置 当該措置を受けた者

第2条 知事は、前条の規定による費用の徴収を月額によつて行うものとし、その額（以下「徴収月額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 前条第1号の措置（法第27条第1項第3号に規定する障害児入所施設に入所させる措置及び同条第2項の規定による措置を除く。）をした場合（第4号に掲げる場合を除く。） 被措置者及びその扶養義務者の税額等によつて別表第一左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額

二 前条第1号の措置（法第27条第1項第3号に規定する障害児入所施設に入所させる措置及び同条第2項の規定による措置に限る。）をした場合（第4号に掲げる場合を除く。） 被措置者及びその扶養義務者の税額等によつて別表第二左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額

三 前条第2号の措置をした場合（第4号に掲げる場合を除く。） 当該措置を受けた者の税額等によつて別表第一左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額

四 前3号に定める徴収基準月額が支弁額を超える場合 当該支弁額

別表第1（第2条関係）児童福祉施設徴収基準月額表

税額等による階層区分	徴収基準月額	
	入所施設	その他の施設
D 5階層（93,001円から177,300円まで）	29,000円	14,500円

(3) 広島県地方機関の長に対する事務委任規則

第12条 次に掲げる事務は、こども家庭センター所長に委任する。

一 児童福祉法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(34) 第56条第1項の規定による費用の負担能力の認定

(35) 第56条第2項の規定による費用の負担能力の認定及び費用の徴収（第50条第7号、第7号の2及び第7号の3に掲げる費用に係るものに限り、電子組織により作成する納入通知書による納入の通知を除く。）

(36) 第56条第4項の規定による官公署に対する書類の閲覧又は資料の提供の要求（第50条第7号、第7号の2及び第7号の3に掲げる費用に係るものに限り。）

(4) 社会福祉施設等措置費用の算定方法等について（令和元年12月25日付け事務連絡  
広島県こども家庭課、障害者支援課）  
このことについて、次の資料を、措置費用の算定、システム入力の際の参考としてください。

1 資料1 社会福祉施設等措置費用徴収規則の改正に伴う対応について  
(略)

(5) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて「2  
理由」の項で検討する。

2 理由

(1) 認定事実  
一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 処分庁は、令和4年○月○日に審査請求人による本件児童への虐待通告を受けた。

イ 処分庁職員は、上記通告を受けた翌日の○日に審査請求人及び本件児童と個別に面接し、審査請求人から本件児童の施設入所について賛成との意向を確認した。

ウ 本件児童は、令和4年○月○日から同年○月○日までショートステイサービスを利用した。同年○月○日、処分庁は、審査請求人の同意に基づき本件児童を児童養護施設「B」（以下「本件施設」という。）に一時保護委託した（法第33条第2項）。

エ 処分庁職員は、審査請求人の求めに応じ、令和4年○月○日に施設入所措置に係る意向について確認するため本件児童に面接したところ、家庭と施設について「3対7」と答えた。

オ 処分庁職員が、令和4年○月○日、審査請求人らと個別に面接し、両人は本件児童の本件施設への入所に係る本件同意書等に署名捺印した。

カ 処分庁は、令和4年○月○日の会議で入所措置日を同年○月○日に決定し、同日、本件児童を本件施設に入所措置した（法第27条第1項第3号）。

キ 処分庁は、令和4年○月○日付け「一時保護（委託）解除通知書」と同日付け「入所（委託）措置通知書」を審査請求人らに郵送した。

ク 審査請求人は、令和4年○月○日に同日付け「令和4年度所得課税証明書」（審査請求人分及び夫分2通）等を処分庁に持参した。

ケ 審査請求人は、令和4年○月○日付けで入所措置処分を不服とする審査請求（審査会注：同年○月○日取下げ）をし、同年○月○日入所同意を撤回したため、処分庁は、同日付けで入所措置を解除するとともに、同日付けで一時保護を開始し、同年○月○日付けで一時保護を解除した。

コ 処分庁は、令和5年1月13日付けで審査請求人の夫に対し、本件児童に関して、本件処分を行った（法第56条第2項）。

サ 審査請求人は、令和5年2月8日付けで本件審査請求を行った。

## （2）判断

### ア 不服申立適格について

本件処分の名宛人は「甲」（本件児童の父親）であるのに対し、審査請求人は「乙」（本件児童の母親）である。

そこで、以下、本件処分の名宛人ではない審査請求人に不服申立適格があるか否か検討する。

行審法では「処分に不服がある者」が審査請求できるとされており（第2条）、「不服がある者」とは、処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがある者をいい（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決「主婦連ジュース不当表示事件」）、これは行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行訴法」という。）第9条に規定する原告適格を有する者の具体的範囲と同一であると解される。また、行訴法第9条第2項は、「法律上の利益」の解釈規定として平成16年の同法改正時に設けられたもので、原告適格の拡大を企図したものである。

そうすると、審査請求人については、本件処分の名宛人ではないものの、名宛人たる「甲」の妻で、生計を同一にしている者であり、法第56条第2項及び規則第1条第1号の規定により「扶養義務者」として入所措置費用の負担義務者とされていることから、行訴法第9条第2項に照らして「法律上の利益を有する者」に当たるといえる。

よって、審査請求人は本件処分について不服申立適格を有すると解するのが相当である。

### イ 入所措置処分及び本件処分に係る同意の有無について

審査請求人は、①本件児童の⑦本件施設への入所及び⑦同入所措置に係る保護者負担金の納付の同意書（本件同意書）に便宜上、同意に先立って署名捺印したのであって、署名捺印した時点では本件同意書が利用されることを認めたわけではなかったこと、②処分庁に保護者負担金の額について説明を求めて返答がなかったこと、③審査請求人が十分に理解できないまま入所の手続が行われたことなどを理由に、本件施設への入所や保護者負担金の納付に同意していないと主張する。

しかしながら、処分庁から保護者負担金についての説明がなかったとする点については、証拠によれば、審査請求人らが本件同意書に署名捺印した当日、審査請求人が本件児童の本件施設への入所に要する生活費（保護者負担金）の額について「10万円くらい掛かるのか」と処分庁の職員に質問したところ、同職員は「所得によるが、そんなに掛からないと思われる」旨、回答したことが認められ、実際に本件児童に係る保護者負担金は2万9000円と、同職員が審査請求人に回答した内容と大きく乖離していないことが認められる。もっとも、審査請求人らが本件同意書に署名捺印した当日、処分庁の職員は保護者負担金の正確な額を審査請求人らに伝えなかつたが、これについては、審査請求人らの所得課税証明書が提出されないと正確な金額の算定ができないからであるとする処分庁の主張は首肯することができる。

また、本件同意書によると、審査請求人らは、①広島県Aこども家庭センターや入所施設（本件施設）等と連携し協議の上、本件児童への支援に協力して対応していくこと、②審査請求人らの収入状況について同センターが官公署に対して必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めるに同意すること、③保護者負担金は広島県の規定どおり期日までに納付することを確認した上で、本件児童が本件施設に入所することについて同意し、④令和4年〇月〇日に署名捺印していることが認められる。加えて、上記のとおり、審査請求人は、保護者負担金についておおよその額を知った上で、本件同意書に署名捺印したことが認められる。すなわち、審査請求人は、本件児童が本件施設に入所するに当たり審査請求人が遵守すべき事項（上記①ないし③）の内容を理解し、保護者負担金のおおよその額も知った上で、本件同意書に署名捺印した令和4年〇月〇日時点において本件施設への入所及び保護者負担金の納付に同意したというべきである。したがって、これに反する審査請求人の上記主張は採用することができない。

なお、審査請求人は、保護者負担金の納付を拒否する理由として本件施設への入所措置の違法性を挙げる。

しかしながら、法第27条第1項第3号所定の入所措置は、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるように措置するものである一方、法第56条第2項所定の保護者負担金は、児童本人やその扶養義務者からその負担能力に応じて徴収することとしたものであり、入所措置処分と保護者負担金の徴収処分とは、その目的及び効果を異にする別個の手続による行政処分である。

### 3 結論

以上のとおり審査請求人の前記主張は理由がない。

本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委 員 (部会長)	酒 井 朋 子
委 員	手 塚 貴 大
委 員	岩 元 裕 介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。